入札参加業者 各位

富田林市総務部契約検査課

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託における 入札制度の改正について (お知らせ)

標記の件について、本市の入札制度を下記のとおり改正いたしますので、ご周知の程宜しくお願い致します。

記

1. 前金払制度の改正について(平成29年4月1日施行)

- ① 前金払いの適用契約金額を1千万円以上から5百万円以上へと引き下げます。
- ② 前金払制度の支払限度額の1億円を限度額なしへと改正します。
- ③ 中間前金払制度を新たに導入します。(建設工事のみ) ※中間前金払制度とは前払金(契約金額の40%以内)に加え、工事の中間時点 (1/2以上の工期及び1/2以上の工事が履行)で、さらに前払金(契約金額の20%以内) を支払うことができる制度です。

2. 地域建設業強化融資制度の導入について(平成29年4月1日施行)

本市が発注する建設工事において工事の出来高が50%に達した場合、工事請負代金を担保に 融資を受けることができる制度を導入します。(契約金額の130万円以上の工事に適用します。)

3. 解体工事の発注業種及び入札参加資格について

本市では従前より解体工事についてはとび・土工の業種で発注を行っておりますが、解体工事業の新設に伴い下記のとおり運用を行いますので内容を充分にご理解の上、入札に係る手続きを行っていただきますようお願いいたします。

平成30年度)発注(希望)業種:「解体」

→建設業許可:「とび・土工」又は「解体」の許可を有する者

平成31年度)発注(希望)業種:「解体」

→建設業許可:「解体」の許可を有する者

4. 公道下の水道管敷設工事に係る発注業種について(再度のお知らせ)

上水道工事から水道施設工事へと改正致します。(平成30年4月1日施行・別紙参照)

公道下の水道管敷設工事に係る入札制度改正について

	項目	平成27年度~	平成30年度~
1	希望業種について	「上水道工事」としている。	「水道施設工事」とする。
2	必要な許可等について	次の3つを満たすこととしている。 (1)「土木一式工事業」及び「管工事業」の許可を取得 (2)「土木一式工事業」の経審を取得 (3)富田林市指定給水装置工事事業者の指定を受けている者	次の3つを満たすこととする。 (1)「水道施設工事業」の許可を取得 (2)「水道施設工事業」の経審を取得 (3)富田林市指定給水装置工事事業者の指定を受けている者
3	等級別区分について	「上水道工事」において等級別区分を設けている。	「水道施設工事」において等級別区分を新設する。
4	等級別区分を行う際の客観的点数 (点) について	P 「土木一式工事業」、「管工事業」の経審 (P点) のうち高い点数のものを用いている。 (「管工事業」は必須ではない。)	市内業者にあっては、当面の間、「水道施設工事業」、「土木一式工事業」、「管工事業」の経審(P点)のうち高い点数のものにて等級別区分を行う。 (「土木一式工事業」又は「管工事業」は必須ではない。)
5	配置技術者について	(1)監理技術者 監理技術者(「土木一式工事業」、「管工事業」) (2)主任技術者 一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士、一級建設機械施工技士、二級建設機械施工技士、一級管工事施工管理技士、二級管工事施工管理技士、給水装置工事主任技術者(実務経験1年) (3)実務経験者 経営事項審査申請書類の技術職員名簿に「土木一式工事業」又は「管工事業」の技術者として登載されている者。	(1)監理技術者 監理技術者(「水道施設工事業」) (2)主任技術者 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士 (3)実務経験者 1)経営事項審査申請書類の技術職員名簿に「水道施設工事業」の技術者として登載されている者。 2)主任技術者不足解消のため、経過措置として3年間限定で、(平成30年度から平成32年度まで)「水道施設工事業」の技術者として、次のアからエまでのいずれかの条件に基づき、公道下の水道管敷設工事について実務経験証明書を提出できる者とする。 ア 高等学校の指定学科卒業後5年以上 イ 高等専門学校の指定学科卒業後3年以上 ウ 大学の指定学科卒業後3年以上 エ 上記ア~ウ以外の学歴10年以上
6	成績評価点の反映について	業」の経審(P点)のうち最も高い点数のものに加減点する。	平成28年度・平成29年度に評価された「上水道工事」の工事成績評価平均点に基づく加減点は、平成30年度・平成31年度において入札参加希望業種が「水道施設工事」を希望する者の「土木一式工事業」、「管工事業」、「水道施設工事業」の経審(P点)のうち最も高い点数のものに加減点する。